

別紙⑧

事 務 連 絡

平成28年5月20日

熊本県内市町村

担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）

平成28年熊本地震における被害認定調査・罹災証明書交付等に係る
留意事項について

被害認定調査・罹災証明交付に係る事務について、5月末の証明書交付目標
に向け、日々取り組まれていること、ご苦労さまです。

申し上げるまでもなく、罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向け
ての重要な基礎的資料であります。

このため、その迅速かつ的確な交付に地方公共団体等で一層努められますよ
うお願いするとともに、その交付及び交付後の支援策に係る留意事項を下記の
とおり取りまとめましたので、よろしくお願いいたします。

記

1. 地盤の流下や斜面の崩壊等に伴う住家被害の調査・判定方法等について
被災した住家の調査方法及び判定方法については、「災害に係る住家の被害
認定基準運用指針」（平成25年6月内閣府（防災担当））（以下「運用
指針」という。）により示しているところですが、今般の地震では、その特
徴として、住家の地盤の被害がみられます。

運用指針では、地盤被害に伴う住家被害の調査方法及び判定方法について、
「地盤の液化化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を示し
ているところです。

この調査・判定方法は、主として地盤の液化化が生じた際に適用すること
を念頭に置いたものですが、今般の住家被害の実態を踏まえれば、地盤の流
下や斜面の崩壊等の地盤被害に伴い、住家の不同流下（建物の基礎が場所によ
って異なった流下をし、建物に傾斜が発生する状態）や地盤面下への潜り

込み（地震等により地盤が軟らかくなり基礎等が地盤面下に沈み込む状態）が発生した場合にも、地方公共団体の判断により適用することが可能であり、必ずしも外観には大きな被害が見られなくても大規模半壊や全壊等として判定できる場合があります。

また、敷地の被害によりやむを得ない事由によって住宅を解体せざるを得ない場合には、罹災証明書では「半壊」や「一部破損」であっても、被災者生活再建支援制度では「全壊」と同様の支援を受けることができます。

2. 第1次調査に基づく罹災証明書の交付について

運用指針では、地震による住家の被害について、第1次調査、第2次調査の2段階で実施することとされています（調査棟数が少ない場合等においては、第2次調査から実施することも可能です。）。

一般的には、第1次調査に基づく罹災証明書を交付した後、被災者から申請があった場合に第2次調査を実施することになりますが、被災者の実態と異なる判定の罹災証明書を交付することで混乱を招く恐れがある場合には、地方公共団体の判断により、被災者に判定結果を確認してもらった上で交付することとし、被災者が判定結果に納得されない場合には第1次調査に基づく罹災証明書を交付せず、第2次調査実施後に交付することも可能です。

このことが、円滑な、かつ、結果的に迅速な証明書の発行につながることに留意ください。

なお、この手法を採る場合、市町村における的確な管理のため、「第1次調査の判定結果を被災者に示した後に、申請に基づき第2次調査を実施することとしたもの」として記録・保存しておくことが適切と考えられます。

3. 被災者生活再建支援金の支給手続きについて

被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）は、被災者の生活・住宅の再建のために供与されるものです。罹災証明書が交付され、「全壊」「大規模半壊」と判定された被災者は、支援金の申請ができます。したがって、罹災証明書交付の際に、「全壊」「大規模半壊」の該当者には、支援金支給の対象者であることを説明するとともに、併せて支援金支給申請書を手交いただくようお願いします。

また、該当者がいる市町村においては、支援金申請の窓口を設ける等の申請受付を開始してください。受付申請書の審査に当たっては、特に①申請書と合わせて提出する「住民票」、「罹災証明書」、「預金通帳の写し」などの必要書類が不足なく添付されているかの確認、②申請書の「被災した住宅

の住所」と必要書類の「住民票の住所」が一致しているかの確認を行っていただく等、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）のチェックリストに即して行ってください。

支援金の的確かつ迅速な支給のため、市町村段階での審査・記録を的確に行っていただくとともに、市町村から申請書を送付された県においては、支援法人と連携を密にして、適時・適切に支援法人への申請書の送付を行うようお願いします。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当） 付

参事官（事業推進担当） 付

高橋、稲石（被害認定・罹災証明）

湯澤、中井（被災者生活再建支援制度）

TEL03-3501-5696/FAX03-3501-6820

別紙⑨

事務連絡

平成28年5月30日

熊本県内市町村

担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）

罹災証明書に関する被害認定の第2次調査の周知等留意事項について

被害認定調査・罹災証明交付に係る事務について、日々取り組まれていること、大変ご苦労さまです。

申し上げるまでもなく、罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であります。

各市町村では今後被災者からの申請に応じて第2次調査を実施していくこととなりますが、調査等を進めるに当たったての留意事項について下記のとおり取りまとめましたので、円滑かつ的確な対応方よろしく願います。

記

1. 第2次調査の被災者への周知について
災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府（防災担当））（以下「運用指針」という。）では、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合には第2次調査を実施することとされています。

申し上げるまでもなく、罹災証明書に記載される住家被害の判定結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものです。このため、第1次調査の結果が被災者の実感と異なる場合は、市町村に第2次調査を依頼することが可能であることを被災者に十分周知するようにしてください。

なお、この周知にあたっては、第1次調査は「外観」調査、第2次調査は「外観」及び「内部」調査であり、被災者に立会いを求めることをご説明ください。特に、第1次調査結果は、地震保険による損害調査結果と異なることがあると聞いております。

地震保険による損害調査は、軸組（柱）、基礎、屋根、外壁を調査し、被害の程度を判定しています。

一方、被害認定調査の第1次調査では、調査項目を屋根、外壁、基礎の3箇所としており、住宅内部の柱が被害を受けているものの、外壁の被害が軽度である場合には、地震保険による損害調査結果と異なる場合があるとも聞いており、このことについても、よくご説明ください。

2. 第2次調査の実施に当たった専門家の立会いについて

被害認定調査を円滑に進めるためには、調査方法等について被災者の理解を得ることも重要です。第2次調査は、被災者の立会いの下で実施することになります。被災者が建築士等の専門家を同行しての調査を求める場合は、調査に支障を来さなければ可能であることをご説明ください。

3. 地盤被害を受けた住宅に対する支援措置について

5月20日付けの通知でお知らせしており、地盤被害により、住宅の不同沈下や地盤面下への潜り込みが発生した場合には、運用指針における「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を地方公共団体の判断により適用することが可能です。

また、敷地の被害によりやむを得ない事由によって住宅を解体せざるを得ない場合には、雇災証明書では「半壊」や「一部破損」であっても、被災者生活再建支援制度では「全壊」と同様の支援を受けることができます。

このことについては分かりづらいとの意見も聞かれましたので、地盤被害を受けた住宅に対する生活再建支援措置を別添のような図にまとめました。被災者への支援措置の説明等の際にご活用ください。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当） 付

参事官（事業推進担当） 付

高橋、稲石（被害認定・雇災証明）

湯澤、中井（被災者生活再建支援制度）

TEL03-3501-5696/FAX03-3501-6820